

平成24年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	25,993 戸
(2)	年間総給水量	7,362,841 m ³
(3)	一日平均給水量	20,172 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	第6次配水管整備事業	34,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	水道事業収益	1,711,020 千円
	第1項 営業収益	1,582,413 千円
	第2項 営業外収益	128,407 千円
	第3項 特別利益	200 千円
	支	出
第1款	水道事業費用	1,652,581 千円
	第1項 営業費用	1,332,359 千円
	第2項 営業外費用	308,722 千円
	第3項 特別損失	1,500 千円
	第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額412,046千円は、当年度分損益勘定留保資金324,180千円、減債積立金84,993千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,873千円で補てんするものとする)。

	収	入
第1款	資本的収入	70,532 千円
	第1項 企業債	27,000 千円
	第2項 負担金	1,010 千円
	第3項 出資金	5,046 千円
	第4項 開発負担金	2,466 千円
	第5項 固定資産売却代金	10 千円
	第6項 長期貸付金回収金	35,000 千円
	支	出
第1款	資本的支出	482,578 千円
	第1項 水道改良費	30,296 千円
	第2項 第6次配水管整備事業費	34,000 千円
	第3項 災害復旧事業費	8,282 千円
	第4項 企業債償還金	400,000 千円
	第5項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水装置(改造)資金融資に伴う損失補償(平成24年度分)	平成25年度から平成27年度	374 千円
給水装置(改造)資金融資に伴う利子補給(平成24年度分)	平成25年度から平成27年度	105
超短波無線電話設備機器賃貸借	平成25年度から平成29年度	7,038
公用車両賃貸	平成25年度から平成29年度	1,995
施設整備計画策定業務委託	平成25年度	19,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第6次配水管整備事業費	千円 27,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては見直し後の利率)	起債年度から措置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし融資条件又は、財政の都合により償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1)第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1)職員給与費 353,270 千円
(2)交際費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,268千円と定める。

平成24年2月23日提出

塩竈市長 佐藤 昭